

仕 様 書

1. 業務名

令和8年度「未利用果実等利活用に係る実需調査」業務

2. 業務の概要

和歌山県では農業、特にみかんやうめ、かき、ももに代表される果樹の生産が盛んに行われている。しかし、生産現場での担い手が不足する中、これまでの高品質な農産物の安定出荷が危惧されている。一方で、青果や加工用として流通している果実以外の未利用果実については一部食品向けで活用されているものの、その多くは活用されず廃棄されており、活用促進の取組が農家所得の安定に寄与するものと思われる。

しかし、未利用果実の活用を促進するためには、活用が見込まれる分野を絞り込むだけでなく、分野ごとに活用するための条件や課題を整理した上でマッチングを行う必要がある。

そこで本業務は、県内で発生する未利用果実について、特にこれまで活用が進んでいない分野において、活用が見込まれる分野の抽出や企業へのヒアリングを通じて活用するための条件や課題を整理し、今後のマッチングに繋げることを目的とする。

3. 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4. 業務内容

(1) 調査対象の現状整理

ア 活用可能性について調査を行う対象は、和歌山県産果樹（柑橘類（みかん、ゆず、じゃばら等）、うめ、かき、もも等）の未利用果実（加工できない果実、加工時に出る未利用部分、摘果で出る未熟果実等）とする。

イ アについて、県内における発生状況、未利用となる要因、現状の活用状況等を把握し、調査の前提となる現状を整理する。

(2) 活用が見込まれる分野の抽出

ア (1)について、今後活用が見込まれる新たな分野（香料、医薬品、機能性素材、抽出原料、これまでに活用されていない新たな食品等）を4つ以上抽出する。

イ 分野ごとに対象となる企業群を設定し、活用可能性のある企業等を抽出する。

(3) ヒアリングの実施、活用するための条件・課題の整理

ア 抽出した企業等に対して、未利用果実等の活用に関する需要、用途、活用のための条件、導入可能性、共同開発の意向等を把握する。なお、ヒアリング対象は1分野あたり2社以上とする。

イ 実需者へのヒアリング結果等を踏まえ、未利用果実等を活用する上での条件及び課題を整理する。

(4) 報告書の作成

ア (1)～(3)の調査内容をとりまとめた調査報告書を作成する。

イ アについて、有望な分野と企業群の方向性や、今後の企業訪問やマッチングに繋げるための提言を含める。

ウ 調査報告書に含める提言内容については、事前に県と協議する。

5. 業務の実施体制

- (1) 業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- (2) 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。
- (3) 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に県へ報告すること。

6. 成果品の帰属

- (1) 本業務の成果物の著作権については、すべて県に帰属するものとする（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）。著作者人格権についてはこれを行使しないものとする。また、県から提供するデータ以外の著作権の使用は、受託者が著作権者の許諾を得ること。なお、これに係る費用は受託者の負担とする。
- (2) 本業務の成果物等にかかる権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、県に帰属する。また、加工及び二次利用できるものとする。なお、各権利について合理的な理由がある場合は双方協議のうえ、その取扱いを決定するものとする。
- (3) 成果品となる調査報告書の作成にあたっては、掲載する事項やデータが公表可能な情報か精査し、非公表の調査報告資料及び非公表情報を抽象化した公表用の調査報告書を作成すること。なお、報告書には情報のバックデータ等を明記すること。
- (4) 本事業完了後は、調査報告書（公表用、非公表用）を電子データ（PDF形式及びWord等の編集可能な形式）で県に提出すること。

7. その他

- (1) 受託事業者は、受託業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 受託事業者は、本業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- (4) 契約の締結にあたり、県は、受託事業者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- (5) 受託者は、契約締結時に県に提出した企画提案書にのっとり業務を実施するとともに食品流通課の担当職員と必要な協議を行い、その指示に従うこと。
- (6) 契約締結後に生じた事由により契約の変更が生じたときは、受託者は県が作成した仕様書をもとに、変更後の見積書を県あてに提出することとし、その場合において、県は提出された内容を審査し、適当と認められるときは変更契約を締結する。